

- 別紙 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について

（今回変更点は下線部）

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P. 35 18 行目 (改正後)	⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">以下、今回省略</div>	⑨ サービス区分及び居宅介護従業者の資格要件ごとの所定単位数等の取扱いについて <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">以下、今回省略</div>
2	P. 105 4 行目 (改正後)	(二) 重度障害者支援加算については、当該加算の算定を開始した日から起算して 90 日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数にさらに 700 単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。	(二) 重度障害者支援加算については、当該加算の算定を開始した日から起算して 90 日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、1 日につき所定単位数にさらに 700 単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。
3	P. 110 23 行目 (改正後)	⑩ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">以下、今回省略</div>	⑩ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">以下、今回省略</div>
4	P. 119 16 行目 (改正後)	⑨ 短期利用加算の取扱いについて 報酬告示第 7 の 2 の短期利用加算については、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について算定を認めているが、 <u>算定日数については、1 年間に通算して 30 日を限度として算定する。</u> なお、平成 30 年 3 月 31 日までに指定短期入所等を利用し	⑨ 短期利用加算の取扱いについて 報酬告示第 7 の 2 の短期利用加算については、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について算定を認めているが、 <u>例えば過去に利用実績のある利用者が、一定の期間が経過した後、再度利用する場合にも算定可能である。</u> 例えば 4 月 1 日から連続 40 日間利用した後、5 月 15 日か

		ていた利用者については、平成31年3月31までの間は、1年間に通算して30日を超えての算定を可能とする。	ら新たに利用を開始した場合も30日目までは算定可能とする。また、定期的に利用している場合であっても連続30日を超えない限り算定可能である。ただし、1年間に通算して30日を限度として算定する。 なお、平成30年3月31日までに指定短期入所等を利用していた利用者については、平成31年3月31日までの間は、1年間に通算して30日を超えての算定を可能とする。
5	P.129 22行目 (改正後)	(二) 報酬告示第7の11のロの特別重度支援加算(Ⅱ)については、第556号告示第8号の別に厚生労働大臣の定める者の状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理を行い、指定短期入所を行った場合に、所定単位数を加算する。当該加算を算定する場合にあつては、当該医学的管理の内容等を診療録に記載しておくこと。また、当該加算を算定できる利用者は、次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続している者であること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">以下、今回省略</div>	(二) 報酬告示第7の11のロの特別重度支援加算(Ⅱ)については、第556号告示第7号の別に厚生労働大臣の定める者の状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理を行い、指定短期入所を行った場合に、所定単位数を加算する。当該加算を算定する場合にあつては、当該医学的管理の内容等を診療録に記載しておくこと。また、当該加算を算定できる利用者は、次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続している者であること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">以下、今回省略</div>
6	P.135 24行目 (改正後)	③ 2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援の取扱い等について 報酬告示第8の1の注2の2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の(1)の⑬の(-)の規定を準用する。	③ 2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援の取扱い等について 報酬告示第8の1の注2の2人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の2の(1)の⑬の(-)の規定を準用する。
7	P.136 24行目 (改正後)	⑨ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の2の5の地域生活移行個別支援特別加算については、3の(2)の⑰の規定を準用する。	⑨ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第8の2の5の地域生活移行個別支援特別加算については、3の(6)の⑰の規定を準用する。

		<p>⑩ 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第 8 の 2 の 6 の精神障害者地域移行特別加算については、3 の (2) の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑪ 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第 8 の 2 の 7 の強度行動障害者地域移行特別加算については、3 の (2) の⑲の規定を準用する。</p>	<p>⑩ 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第 8 の 2 の 6 の精神障害者地域移行特別加算については、3 の (6) の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑪ 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第 8 の 2 の 7 の強度行動障害者地域移行特別加算については、3 の (6) の⑲の規定を準用する。</p>
8	P. 146 21 行目 (改正後)	<p>(ニ) 体験宿泊支援加算については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 124 号。地域相談支援報酬告示。以下「地域相談支援報酬告示」という。）第 1 の 5 の体験宿泊加算を算定している期間に限り、1 日につき所定単位数に代えて算定できるものであること。体験宿泊支援加算の算定期間中にあるのは、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算を併せて算定できるものであること。なお、外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、体験的な宿泊支援の利用開始日及び終了日は体験宿泊支援加算を算定しないものであること。</p>	<p>(ニ) 体験宿泊支援加算については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号。地域相談支援報酬告示。以下「地域相談支援報酬告示」という。）第 1 の 5 の体験宿泊加算を算定している期間に限り、1 日につき所定単位数に代えて算定できるものであること。体験宿泊支援加算の算定期間中にあるのは、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算を併せて算定できるものであること。なお、外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、体験的な宿泊支援の利用開始日及び終了日は体験宿泊支援加算を算定しないものであること。</p>
9	P. 160 21 行目 (改正後)	<p>エ 廃止前の「盲人歩行訓練指導員研修事業について」（昭和 47 年 7 月 6 日付け社更第 107 号厚生省社会・援護局長通知）に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた盲人歩行訓練指導員研修</p>	<p>エ 廃止前の「盲人歩行訓練指導員研修事業について」（昭和 47 年 7 月 6 日付け社更第 107 号厚生省社会・援護局長）に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた盲人歩行訓練指導員研修</p>
10	P. 163 15 行目 (改正後)	<p>⑩ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 8 の 2 の社会生活支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件</p>	<p>⑩ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 10 の 8 の 2 の社会生活支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件</p>

		以下、今回省略	以下、今回省略
11	P. 216 20 行目 (改正後)	<p>(二) 指定を受けた日から1年間の就労継続支援B型サービス費の区分について</p> <p>報酬告示第14の1の注4の2については、新規指定の就労継続支援B型事業所において指定を受けた日から1年間は、平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中で指定された事業所については、当該年度及び翌年度の1年間は、5千円以上1万円未満の場合として、基本報酬を算定する。</p>	<p>(二) 指定を受けた日から1年間の就労継続支援B型サービス費の区分について</p> <p>報酬告示第14の1の注4の2については、新規指定の就労継続支援B型事業所において指定を受けた日から1年間は、平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中で指定された事業所については、当該年度及び翌年度の1年間は、<u>1日</u>の5千円以上1万円未満の場合として、基本報酬を算定する。</p>
12	P. 224 5 行目 (改正後)	<p>① 就労定着支援の対象者について</p> <p>就労定着支援については、報酬告示第14の2の1の注1に規定する生活介護等を受けて通常の事業所（就労継続支援A型事業所は除く。）に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者が対象となる。この場合、例えば、平成30年4月1日に就職した者は、平成30年9月<u>30日</u>に6月に達した者となることから、平成30年10月1日から就労定着支援を利用できるようにすることが必要となる。</p> <p>なお、就労定着支援の指定を新たに受けた事業所においては、一体的に運営する指定生活介護、指定自立訓練、指定就労移行支援又は指定就労継続支援（以下「指定就労移行支援等」という。）を受けた後に就労し、就労を継続している期間が6月以上42月未満の障害者が利用対象者となるが、</p>	<p>① 就労定着支援の対象者について</p> <p>就労定着支援については、報酬告示第14の2の1の注1に規定する生活介護等を受けて通常の事業所（就労継続支援A型事業所は除く。）に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者が対象となる。この場合、例えば、平成30年4月1日に就職した者は、平成30年9月<u>31日</u>に6月に達した者となることから、平成30年10月1日から就労定着支援を利用できるようにすることが必要となる。</p> <p>なお、就労定着支援の指定を新たに受けた事業所においては、一体的に運営する指定生活介護、指定自立訓練、指定就労移行支援又は指定就労継続支援（以下「指定就労移行支援等」という。）を受けた後に就労し、就労を継続している期間が6月以上42月未満の障害者が利用対象者となるが、</p>

		<p>う観点から、解力や生活等を補う観点から、解力や生活等を補う観点から、居宅への訪問以外に、自立生活援助事業所の従業者が利用者の外出に同行し、当該利用者が地域で自立した生活を営む上で必要な情報提供や助言等の支援を行った場合に、実施した月について算定できるものであること。</p> <p>⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 3 の 5 の利用者負担上限額管理加算については、2 の (1) の⑯の規定を準用する。</p>	<p>う観点から、解力や生活等を補う観点から、解力や生活等を補う観点から、居宅への訪問以外に、自立生活援助事業所の従業者が利用者の外出に同行し、当該利用者が地域で自立した生活を営む上で必要な情報提供や助言等の支援を行った場合に、実施した月について算定できるものであること。</p> <p>⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 3 の 5 の利用者負担上限額管理加算については、2 の (1) の⑯の規定を準用する。</p>
14	P. 247 15 行目 (改正前)	<p>⑥ 夜間支援等体制加算の取扱い</p> <p>(-) 報酬告示第 15 の 1 の 5 のイの夜間支援等体制加算 (I) については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯（指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1 日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定するものとする。以下この⑥において同じ。）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">以下、今回省略</div>	<p>⑥ 夜間支援等体制加算の取扱い</p> <p>(-) 報酬告示第 15 の 1 の 5 のイの夜間支援等体制加算 (I) については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯（指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1 日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定するものとする。以下この⑤において同じ。）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">以下、今回省略</div>

15	P. 247 15 行目 (改正後)	<p>⑧ 夜間支援等体制加算の取扱いについて</p> <p>(-) <u>報酬告示第 15 の 1 の 5 のイの夜間支援等体制加算 (I) については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯（指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1 日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定するものとする。以下この⑧において同じ。）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p>	<p>⑧ 夜間支援等体制加算の取扱いについて</p> <p>(-) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p>
16	P. 250 20 行目 (改正後)	<p>ウ 加算の算定方法</p> <p><u>1 人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の 1 の (5) の規定を準用して算定するものとする。</u></p> <p><u>1 カ所の共同生活住居において 2 人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実</u></p>	<p>ウ (略)</p>

		<p>際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。</p> <p>(例) 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う5人定員の共同生活住居において、前年度の全利用者数の延べ数が1,570人、前年度の開所日数が365日の場合の加算額 → $1,570 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} = 4.4 \text{ 人}$。小数点第1位を四捨五入のため、夜間支援対象利用者が4人の加算額(336単位)を算定</p>	
17	P.260 2行目 (改正後)	<p>エ <u>上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば、世話人と生活支援員を兼務している者についても生活支援員の数に含めること。</u></p> <p>(例) 指定共同生活援助事業所に生活支援員として従事する従業者の人数が13名の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記ウの場合 <p>$13 \text{ 名} \times 10\% = 1.3 \text{ 名}$ よって、2名以上について研修を受講させる計画を定める。</p>	エ (略)

18	P. 276 15 行目 (改正後)	(3) 特別地域加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第2の注4の特別地域加算については、第二の2の(1)の⑯の規定を準用する。	(3) 特別地域加算の取扱い 地域相談支援報酬告示第2の注4の特別地域加算については、第二の2の(1)の⑯の規定を準用する。
19	P. 278 16 行目 (改正後)	(3) サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて サービス利用支援費(I)又は(II)及び継続サービス利用支援費(I)又は(II)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、 <u>(2)において算定した件数分</u> について、サービス利用支援費(II)又は継続サービス利用支援費(II)を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費(I)又は継続サービス利用支援費(I)を割り当てること。 なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。	(3) サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて サービス利用支援費(I)又は(II)及び継続サービス利用支援費(I)又は(II)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、 <u>40件目(相談支援専門員の平均員数が1を超える場合にあっては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数(小数点以下の端数は切り捨てる。))</u> 以降の件数分について、サービス利用支援費(II)又は継続サービス利用支援費(II)を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費(I)又は継続サービス利用支援費(I)を割り当てること。 なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。
20	P. 281 2 行目 (改正後)	(8) 居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算の取扱いについて 計画相談支援報酬告示1の注6から8までの居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算については、一人の相談支援専門員が、介護保険法の要介護又は要支援の者に対し、同法の指定居宅介護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供する場合に減算す	(8) 居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算の取扱い 計画相談支援報酬告示1の注6から8までの居宅介護支援費重複減算及び介護予防支援費重複減算については、一人の相談支援専門員が、介護保険法の要介護又は要支援の者に対し、同法の指定居宅介護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を提供する場合に減算す

		るものであること。	るものであること。
21	P. 288 8行目 (改正後)	<p>(1) 趣旨</p> <p>病院若しくは診療所又は障害者支援施設等へ入院、入所等をしていった利用者が退院、退所し、障害福祉サービス又は地域相談支援(以下、第四において「障害福祉サービス等」という。)を利用する場合において、当該利用者の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行い、当該利用者が障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合に加算するものである。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できない。</p> <p>なお、利用者に関する必要な情報とは、第四の6の(1)の入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。</p>	<p>(1) 趣旨</p> <p>病院若しくは診療所又は障害者支援施設等へ入院、入所等をしていった障害児が退院、退所し、障害福祉サービス又は地域相談支援(以下、第四において「障害福祉サービス等」という。)を利用する場合において、当該利用者の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行い、当該利用者が障害福祉サービス等の支給決定を受けた場合に加算するものである。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できない。</p> <p>なお、利用者に関する必要な情報とは、第四の6の(1)の入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。</p>
22	P. 290 10行目 (改正後)	<p>(3) 手続</p> <p>第四の6の(3)の規定を準用する。</p>	<p>(3) 手続</p> <p>第四の6の(4)の規定を準用する。</p>